

令和5年度 大和市防災会議 議事録

- 1 日 時：令和5年5月22日（月） 午後2時00分～午後2時40分
- 2 場 所：大和市役所5階 全員協議会室
- 3 出席者：防災会議会長及び委員29名
事務局9名（市長室長、危機管理監、危機管理課長、他危機管理課職員6名）
傍聴者2名

4 議 題

- (1) 大和市地域防災計画の修正について
- (2) その他

5 議事の概要

- (1) 大和市地域防災計画の修正について
事務局から資料に基づき説明の後、原案のとおり承認した。
- (2) その他
意見等なし

6 会議議事録

○事務局（危機管理課長）

定刻となりましたので、大和市防災会議を開催いたします。はじめに本日の出席状況でございますが、委員34名のうち29名の方にご出席いただいておりますので、大和市防災会議運営要領第2条の規定に基づき、当会議が成立することをご報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料1. 令和5年度大和市地域防災計画（修正案）－概要版－

資料2. 大和市地域防災計画修正 新旧対照表（案）

資料3. 大和市地域防災計画（修正案）に係る意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果の3種類となります。

よろしいでしょうか。

なお、本日の会議につきましては、会議の透明性を確保するため、傍聴を許可するとともに、議事録が作成され次第、大和市のホームページ上に掲載させていただきますのでご了承ください。

では、会議の開催にあたり、防災会議会長 古谷田 力 大和市長よりご挨拶をさせていただきます。

○会長（大和市長）

皆様、こんにちは。大和市長の古谷田力です。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、防災行政をはじめ、市政全般にわたり多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今月は、5日に石川県能登地方で、そして11日には千葉県南部で、相次いで大きな地震が発生いたしました。お亡くなりになられました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

近年は毎年のように日本各地で様々な自然災害による被害が起きており、中でも突発的な集中豪雨など、予測の難しい災害が増えています。また、首都直下地震など大規模地震発生の切迫性も指摘されていることから、大和市でもいつ大規模な災害に見舞われてもおかしくありません。私は議員時代、大規模災害の被災地を訪れ、現地の方とともに災害ボランティアとして汗を流してまいりました。そうした経験からも、災害への備えの重要性は、身をもって知っております。大和市地域防災計画は、まさにその備えを表すものでございます。

本日の会議でご審議いただく主な修正項目は、災害対策基本法の改正に伴う、国や県の計画修正を踏まえたものとはなりますが、大和市地域防災計画が実効性のある計画となるよう、皆様の専門的な見識から、さまざまにご審議いただければ幸いです。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（危機管理課長）

続きまして、議事に移ります。大和市防災会議運営要領第2条に基づき、会長である市長に議長をお願いいたします。

○会長（大和市長）

それでは、早速議事に入ります。議題である、(1) 地域防災計画の修正につきまして、事務局に説明を求めます。なお、ご質問やご意見につきましては、説明が終了した際にお受けしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局（危機管理課長）

それでは、説明させていただきます。お手元の資料1 令和5年度大和市地域防災計画（修正案）一概要版一をご覧ください。

資料の中身に入る前に表題にございます「修正」という表現についてご説明します。大和市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成しております。この条文では、必要があるときは、これを修正しなければならないと規定されております。このことから、「改正」や「改訂」ではなく、法令と同様の「修正」という表現で統一させていただいております。それでは、内容に移ります。

[P1] 1. 大和市地域防災計画とは (1) 計画の目的をご覧ください。

大和市地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして、大和市防災会議が策定する災害対策全般について定めた計画となり、市及び関係機関が対応すべき事務や業務について、総合的な指針を定めたものです。大和市地域防災計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっております。

(2) 計画の構成でございますが、大和市地域防災計画は次の表にあるとおり、総則編、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、特殊災害対策計画編、で構成されており、資料編として別冊にて各編に関する資料をまとめております。

[P2] 2. 大和市地域防災計画修正の背景等をご覧ください。大和市地域防災計画は、法改正等に合わせ、

国や県の計画等と整合を図り、修正を行ってきました。国は、平成29年9月に、従前から切迫性が懸念されてきた東海地震について、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直し、南海トラフ地震を対象とした対策に転換しました。その後、気象庁では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報の発表を開始しています。

また、国は、令和3年5月に災害対策基本法の改正を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的に、避難勧告と避難指示の一本化や、自治体における個別避難計画の作成努力義務化等を新たに規定しております。

さらに、神奈川県は、令和3年5月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、本市の27区域を土砂災害特別警戒区域「レッドゾーン」に指定しました。これらが今回の大和市地域防災計画修正にあたっての背景となります。

続いて**3. 大和市地域防災計画修正の考え方**をご覧ください。今後、国において災害想定の見直しが予定されており、神奈川県でも被害想定の見直しを進めるというお話をうかがっております。従いまして、今回の計画修正については、従前からの災害対策における基本的な考え方を変更することなく、災害対策基本法の改正や土砂災害特別警戒区域の指定に関する内容を新たに反映します。

さらに、従前は東海地震に係る地震対策を記載しておりましたが、東海地震に代わり、南海トラフ地震を対象とした地震対策について、本市の取組みを新たに追加します。その他に、神奈川県の地域防災計画修正に基づく内容や、本市における災害拠点の変更、新たに指定した施設等の内容について反映します。

[P3] 続いて、3ページの**4. 主な修正内容**です。

今回の計画修正については、先ほどお話したとおり、災害対策基本法改正の反映、土砂災害特別警戒区域の指定に係る修正、南海トラフ地震対策に係る修正、その他の修正の4つに分類されます。

それでは、それぞれの説明をさせていただきます。

[P4] 1ページめくっていただいて、4ページの**5. 修正内容詳細**をご覧ください。はじめに、「(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正」についてです。

1つめとして、「警戒レベルを用いた避難情報等の変更に伴い、避難指示の発令基準等について修正」をご説明いたします。なお、各項目名のところに、資料2新旧対照表の該当ページを載せております。ここでは、161ページ以降をあわせてご確認をお願いします。

よろしいでしょうか。説明を続けさせていただきますと、令和3年5月の災害対策基本法の改正により避難情報等が変更となり、警戒レベル5は「災害発生情報」から「緊急安全確保」に、警戒レベル4は「避難指示（緊急）、避難勧告」から「避難指示」に、警戒レベル3は「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に名称が見直されました。

これらの見直しに伴い、資料2の161ページから数ページにわたり記載がありますように、例えば163ページの「警戒レベルと市民に求める行動」についての項目や、164ページにあります各警戒レベルの発令基準等の内容について追記・修正を行っております。

それでは、資料1の4ページに戻っていただいて、2つめ、「個別避難計画の作成努力義務化の規定を反映」についてでございます。災害対策基本法の主な改正内容の2つめとして、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ひとりひとりに対して作成する、個別避難計画について、市町村に対して作成の努力義務化が規定されました。ここでは、資料2 新旧対照表の39ページをご覧ください。

39ページの真ん中付近、3の「要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備」の項目の(3)「個別避

難計画の作成」に記載がありますとおり、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努めることを新たに記載しております。

続いて資料1の4ページの3つめ、「広域避難に係る居住者等の受入れに関する事前協議の規定を反映」についてご説明いたします。災害対策基本法の主な改正内容の3つめとして、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難させるにあたり、必要となる市町村間の協議を可能とするための措置が規定されました。ここでは、新旧対照表の29ページをご覧ください。

29ページの下、5「広域避難の協議等」に記載ありますとおり、市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難者の避難、収容状況等を考慮し、市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、他自治体と避難者の受入について協議を行うことを新たに記載しております。

なお、今説明をしたこれら3項目の修正については、第2編 地震対策計画編、第3編 風水害対策計画編の各編において修正内容を反映しております。

[P5] 続いて、資料1の5ページをご覧ください。「**(2) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う修正**」についてでございます。

大和市は、土砂災害防止法に基づき、神奈川県より平成28年に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）として41箇所指定を受けておりました。その後、神奈川県は再調査により、令和3年5月に本市38区域を土砂災害警戒区域として再指定し、そのうち27区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として新たに指定しました。ここでは、新旧対照表の21ページをご覧ください。

21ページ(2)土砂災害（特別）警戒区域、(3)住民等に対する措置に記載をしておりますが、市の責務として、土砂災害（特別）警戒区域内の住民に対し、危険の周知等を行い、避難警戒体制の整備をする必要があることから、土砂災害特別警戒区域について新たに記載しております。

また、ここでは詳細な説明は割愛させていただきますが、事前に参考資料として送付させていただいた、大和市地域防災計画の「資料編」では、土砂災害警戒区域の一覧を記載しており、それらの修正も行っております。

続いて、資料1の5ページ「**(3) 南海トラフ地震に係る修正**」についてです。先ほど、計画修正の背景でもお話しましたが、国は、東海地震から南海トラフ地震を対象とした対策に転換しており、大和市地域防災計画においても、東海地震の予知を前提とした「警戒宣言発令」に伴う対策から、「南海トラフ地震臨時情報」に伴う対策への全面修正を行っております。

下の表にありますとおり、第1節の「計画の目的」から、第1.1節の「事業所の措置」の構成にて修正を行っております。お手元の新旧対照表では93ページから116ページにわたり修正内容を記載していますが、ここでは詳細な説明は割愛させていただきます。

[P6] 続いて、資料1、6ページをお開きください。「**(4) その他の修正**」についてです。

神奈川県の地域防災計画修正に基づく修正として、主に①～④の内容について修正を行っております。

1つめとして、「感染症対策の追加」でございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染症対策の記述について追加しております。内容としては、主に3項目、「備蓄や避難時の持出品等に感染症対策品を追加」、「避難所運営にあたり感染症対策を考慮することを追加」、「派遣職員に対する感染症対策を考慮した対応を追加」これらを計画に反映しております。修正の該当箇所が多いため、ここでは新旧対照表の説明を割愛させていただきますが、該当箇所につきましては資料に記載しているのとおりとなります。

続いて2つめ、「避難所外避難者への支援を追加」についてでございます。ここでは、新旧対照表の62ページをご覧ください。

62ページの真ん中、7「避難所外避難者」が該当箇所となりますが、災害等が発生した場合、避難所に来られた方々だけが避難者になるのではなく、在宅で避難される方など、避難所外避難者も発生します。そういった方々の避難状況について情報収集に努めるとともに、避難所、大和市では避難生活施設という名称を使用しておりますが、避難生活施設を支援拠点として、支援が行き届くよう運営に努めることを追加しております。

続いて3つめ「自主防災組織への女性参画と女性リーダー育成の追加」についてでございます。ここでは、新旧対照表の35ページをご覧ください。

35ページの(5)「自主防災組織等のリーダーに対する防災教育」の項目となりますが、防災対策において、女性視点での対策も重要となることから、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう、女性リーダーの育成を図ることを追加しております。

続いて6ページの4つめ、「被災者生活再建支援法の改正による変更を反映」についてでございます。ここでは、新旧対照表の90ページ、91ページをご覧ください。

90ページ第10節「生活再建支援金の支給」について、91ページの一番上(5)の部分が該当箇所となりますが、被災者生活再建支援法による生活再建支援区分に「中規模半壊世帯」が追加されたため、制度の対象となる被災世帯の項目に、「中規模半壊世帯」を新たに追加しております。

最後に、6ページ目の下、「市の拠点変更及び新たな指定施設等を反映」について簡単にご説明します。

1つめ、「生活必需物資集積センターやヘリ臨時離着陸場の拠点変更を反映」についてでございます。市は、災害発生後、県からの供給物資等を受け入れる拠点として、生活必需物資集積センターを設置します。従来、大和市北部の生活必需物資集積センターは、聖セシリア女子短期大学の体育館を指定しておりましたが、当短期大学の事業終了に伴い、北部の生活必需物資集積センターを「大和市民交流拠点ポラリス」に変更したため、その内容を反映しております。また、従来、ヘリコプター臨時離着陸場の1つとして聖セシリア女子短期大学の総合グラウンドを指定しておりましたが、同様の理由で草柳小学校グラウンドに変更したため、その内容を反映しております。

2つめ、「緊急輸送道路、指定避難所等の新たな指定と廃止を反映」についてでございます。

緊急輸送道路について、前回の大和市地域防災計画修正の後、新たに第2次路線が指定されたため、その内容を反映するとともに、市が指定する緊急輸送道路を補完する道路についても、先ほどご説明しました生活必需物資集積センターの拠点変更に伴い、新たに追加で指定したため、その内容を反映しております。また、指定避難所、福祉避難所につきましても、新たに指定した施設や廃止した施設について、大和市地域防災計画資料編へ反映しております。

その他、この資料には詳細を記載しておりませんが、委員の皆様にも所属機関に関する記述内容等の確認、意見照会等をさせていただき、いただいた内容を反映いたしました。ご協力ありがとうございました。以上が「5. 修正内容詳細」となります。

[P7] 続いて、7ページの6. 大和市防災会議委員をご覧ください。この会議の資料につきましては、事前に各委員の皆様を送付させていただきましたが、5月19日に市の人事異動がありました関係で、一部委員の変更や役職名の変更がありました。No, 23の大和市議会事務局長、No, 29の副市長、No, 30の健康福祉部長が事前送付資料から変更となっておりますので、ご了承ください。

[P8] 続いて、8ページの7. 今後の修正 をご覧ください。大和市地域防災計画の修正にあたり、前回大和市防災会議を開催したのが平成29年1月であり、約6年ぶりの会議開催となりました。今後の大和市地域防災計画の修正については、適宜最新の内容を計画に反映できるよう、施設の追加や名称の変更等、政策・

方針の判断が不要な軽微な修正は、書面会議で決議いただき、修正プロセスの簡略化を図りたいと考えております。なお、新たな取組の追加や法律・諸計画の改正による方針判断等が必要な事項の反映については、防災会議を開催し決議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、あわせて、ご報告させていただきます。令和5年3月1日から令和5年3月31日まで本計画修正案に関するパブリックコメントを実施し、1名から2件の意見をいただいておりますが、直接、今回の修正案に関する内容で、反映すべき意見はございませんでした。いただいたご意見の概要と市の回答は**資料3. 大和市地域防災計画（修正案）に係る意見公募手続の実施結果**をご覧ください。

事務局からの説明は以上となります。

○会長（大和市長）

それでは、事務局からの説明に対して質問がございましたら、挙手のうえよろしくお願いいたします。

質問が無いようですので、質疑を終了いたします。それでは、採決に移ります。大和市地域防災計画の修正について、お手元の修正案のとおり、修正することについて賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

<全員挙手>

ありがとうございました。全員挙手ということで、賛成が過半数を超えておりますので、本議題につきましては、修正案のとおり、修正することに決定いたします。なお、この計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、神奈川県知事に報告することをご了承いただきたいと思います。

続きまして、（2）その他に移らせていただきます。事務局からありますか。

○事務局（危機管理課長）

事務局からは、地域防災計画修正に係る事務以外、特に審議案件等はありません。

○会長（大和市長）

ご出席の委員の皆様からは、防災に関する審議案件、ご意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、以上で議事を終了し、議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（危機管理課長）

続きまして、次第の4 その他に移らせていただきます。

せっかくの機会ですので、ご出席の委員の皆様からの報告事項や情報提供といったものもありませんでしたらこの機会にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようございますので、以上をもちまして、令和5年度大和市防災会議を閉会したいと思います。大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。